

# 1.はじめに

第二次世界大戦では、多くの人々が犠牲になり、人権侵害や人権抑圧が横行しました。このような悲惨な戦争を繰り返さないよう国際社会全体で誓い、1948(昭和23)年12月10日、フランス・パリで開かれた国際連合(以下「国連」という)第3回総会で「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択されたのが「世界人権宣言」です。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、さまざまな国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

## 世界人権宣言の概要

1  
すべての人の  
自由、尊厳と権  
利における平等

2  
差別されない権利  
と自由の享有

3  
生命、自由、  
身体の安全に  
対する権利

4  
奴隷または  
苦役からの自由

5  
非人道的な  
扱いと刑罰の  
禁止

6  
法の下に人とし  
て認められる  
権利

7  
法の下  
の  
平等

8  
裁判により救済  
を受ける権利

9  
恣意的に逮捕、  
拘禁、追放され  
ない

12  
プライバシーの  
保護を受ける  
権利

10  
公正で公開さ  
れた裁判を受  
ける権利

11  
無罪と推定さ  
れる権利、罪刑  
法定主義

13  
移動と居住の  
自由に対する  
権利

14  
迫害から避難  
する権利

15  
国籍を持つ  
権利、変更する  
権利

16  
婚姻し、家族を  
もつ権利

